

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3月31日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第17条の3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用する育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。</p> <p><u>(1) 医師又は歯科医師である職員 次に掲げる勤務の形態</u></p> <p>ア <u>日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき3時間55分勤務すること。</u></p> <p>イ <u>日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき4時間55分勤務すること。</u></p> <p>ウ <u>日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき7時間45分勤務すること。</u></p> <p>エ <u>日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間55分勤務すること。</u></p> <p>オ <u>アからエまでに掲げるもののほか、日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうち勤務を希望する日以外の日を週休日とし、1週間当たりの勤務時間が19時間25分から24時間35分の範囲内となるように、かつ、医療局長が別に定めるところにより勤務すること。</u></p> <p><u>(2) 医師又は歯科医師である職員以外の職員で第24条第1項の表に掲げる日勤の勤務に従事するもの（以下「日勤職員」という。） 次に掲げる勤務の形態</u></p> <p>ア <u>日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日のうち、1日については1日につき7時間45分、4日については1日につき4時間勤務すること。</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p><u>(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる勤務の形態</u></p>	<p>(育児短時間勤務)</p> <p>第17条の3 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用する育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。</p> <p><u>(1) 医師又は歯科医師である職員以外の職員で第24条第1項の表に掲げる日勤の勤務に従事するもの 次に掲げる勤務の形態</u></p> <p>ア <u>日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、週休日以外の日のうち、1日については1日につき7時間45分、4日については1日につき4時間勤務すること。</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p><u>(2) 前号に掲げる職員以外の職員（医師又は歯科医師である職員を除く。） 次に掲げる勤務の形態</u></p>

ア～エ [略]

2 職員は、育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第2項において準用する育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の期間の延長の承認を受けようとするときは、別に定める様式による育児短時間勤務承認請求書を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。

3 [略]

(部分休業の承認)

第17条の4 職員（育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規

ア～エ [略]

2 前項の職員は、育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の承認を受けようとするとき又は育児休業法第11条第2項において準用する育児休業法第10条第2項の規定により育児短時間勤務の期間の延長の承認を受けようとするときは、別に定める様式による育児短時間勤務承認請求書を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。

3 [略]

第17条の3の2 医師又は歯科医師である職員（職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第10条各号に掲げる職員を除く。）は、医療局長の承認を受けて、当該職員の満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育するため、当該日まで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「医師等に係る育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に医師等に係る育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る医師等に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、育児休業条例第11条各号に掲げる特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

（1）日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき3時間55分勤務すること。

（2）日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき4時間55分勤務すること。

（3）日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき7時間45分勤務すること。

（4）日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間55分勤務すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうち勤務を希望する日以外の日を週休日とし、1週間当たりの勤務時間が19時間25分から24時間35分の範囲内となるように、かつ、医療局長が別に定めるところにより勤務すること。

2 前条第2項及び第3項の規定は、医師等に係る育児短時間勤務について準用する。

(部分休業の承認)

第17条の4 医師又は歯科医師である職員以外の職員（育児短

定による短時間勤務をしている職員を除く。)は、医療局長の承認を受けて、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)ができる。

2 職員は、部分休業の承認を受けようとするときは、別に定める様式による部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。

3 [略]

4 第34条第7号の特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該承認を受けた時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 第24条第1項の表に掲げる3交代又は特殊交代の勤務に従事する職員(以下「交代制職員」という。)に対する部分休業の承認については、同表に定めるなか出の区分により勤務する日(以下「なか出勤日」という。)に限り行うものとし、日勤職員として部分休業の承認を受けた職員が交代制職員になった場合の当該部分休業の承認は、なか出勤日に限り承認されたものとみなす。

6～8 [略]

(自己啓発等休業)

第17条の15 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年岩手県条例第65号)第2条の規定により自己啓発等休業(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の承認を受けようとするとき、又は同条例第7条第3項において準用する同条例第2条の規定により自己啓

時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を除く。)は、医療局長の承認を受けて、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)ができる。

2 前項の職員(以下この条において「職員」という。)は、部分休業の承認を受けようとするときは、別に定める様式による部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。

3 [略]

4 第34条第7号の特別休暇を請求した職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 第24条第1項の表に掲げる3交代又は特殊交代の勤務に従事する職員(以下「交代制職員」という。)に対する部分休業の承認については、同表に定めるなか出の区分により勤務する日(以下「なか出勤日」という。)に限り行うものとし、同表に掲げる日勤の勤務に従事する職員(以下「日勤職員」という。)として部分休業の承認を受けた職員が交代制職員になった場合の当該部分休業の承認は、なか出勤日に限り承認されたものとみなす。

6～8 [略]

第17条の4の2 医師又は歯科医師である職員(医師等に係る育児短時間勤務をしている職員を除く。)は、医療局長の承認を受けて、当該職員の満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間30分を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「医師等に係る部分休業」という。)ができる。

2 前条第2項から第4項まで及び第6項から第8項までの規定は、医師等に係る部分休業について準用する。この場合において、同条第4項中「2時間」とあるのは、「2時間30分」と読み替えるものとする。

(自己啓発等休業)

第17条の15 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年岩手県条例第65号)第2条の規定により自己啓発等休業(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の承認を受けようとするとき、又は同条例第7条第3項において準用する同条例第2条の規定により自己啓

発等休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、別に定める様式による自己啓発等休業承認請求書を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。

2 [略]

(勤務時間)

第23条 [略]

2 育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、1週間について19時間25分、19時間30分、19時間35分、22時間45分、23時間15分、23時間45分若しくは24時間35分又は第17条の3第1項第1号

発等休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、別に定める様式による自己啓発等休業承認申請書を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。

2 [略]

(配偶者同行休業)

第17条の16 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年岩手県条例第13号）第2条の規定により配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の承認を受けようとするとき、又は同条例第6条第3項において準用する同条例第2条の規定により配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、別に定める様式による配偶者同行休業承認申請書を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。

2 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、別に定める様式による配偶者同行休業状況変更届を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。

(1) 当該職員の申請に係る配偶者が死亡した場合又は職員の配偶者でなくなった場合

(2) 当該職員が、その申請に係る配偶者と生活を共にしなくなった場合

(3) 当該職員の申請に係る配偶者が外国に滞在しないこととなった場合又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由（職員の配偶者同行休業に関する条例第4条に規定する事由をいう。）に該当しないこととなった場合

(4) 医療局長が、当該職員について、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなった場合

(5) 当該職員が第34条第6号の休暇を取得することとなった場合

(勤務時間)

第23条 [略]

2 育児休業法第10条第3項の規定により育児短時間勤務又は医師等に係る育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務又は医師等に係る育児短時間勤務の内容（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、1週間について19時間25分、19時間30分、19時間35分、22時間45分、23時間

に掲げる勤務の形態により勤務する時間のいずれかとする。

3～5 [略]

(特別休暇)

第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(7) [略]

(8) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他医療局長が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間

(9)～(21) [略]

(22) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の6月から10月までの期間内における原則として週休日、休日及び代休日を除く連続する4日の範囲内の期間

(23)～(25) [略]

(休暇の単位等)

第36条 [略]

2 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) [略]

(2) 育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 第17条の3第1項第1号ア 4時間

イ 第17条の3第1項第1号イ 5時間

ウ 第17条の3第1項第1号ウ若しくはエ、第2号又は第3号 8時間

(3)・(4) [略]

3～6 [略]

(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

第37条 [略]

2・3 [略]

4 職員が病気休暇又は引き続き6日（週休日を除く。）を超

15分、23時間45分若しくは24時間35分又は第17条の3の2第1項第5号に掲げる勤務の形態により勤務する時間のいずれかとする。

3～5 [略]

(特別休暇)

第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(7) [略]

(8) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他医療局長が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間

(9)～(21) [略]

(22) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の6月から10月までの期間内における原則として週休日、休日及び代休日を除く連続する5日の範囲内の期間

(23)～(25) [略]

(休暇の単位等)

第36条 [略]

2 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) [略]

(2) 育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 第17条の3の2第1項第1号 4時間

イ 第17条の3の2第1項第2号 5時間

ウ 第17条の3第1項第1号若しくは第2号又は第17条の3の2第1項第3号若しくは第4号 8時間

(3)・(4) [略]

3～6 [略]

(年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

第37条 [略]

2・3 [略]

4 職員が引き続き6日（週休日を除く。）を超える病気休暇

える特別休暇を申し出る場合は、医師等の証明書又は勤務し
ない事由を明らかにする書面を提出しなければならない。

又は特別休暇を申し出る場合は、医師等の証明書又は勤務し
ない事由を明らかにする書面を提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。